

保 健 福 祉 委 員 会 資 料
令 和 7 年 11 月 28 日
保健福祉部地域包括ケア推進担当

杉並区地域包括支援センター（ケア 24）の開所時間の変更等について

地域包括ケアシステムの中核となる 20 所の地域包括支援センター（以下「ケア 24」という。）について、更なる高齢化の進展等を見据え、令和 8 年 4 月 1 日から開所時間の変更等をすることとしたので、報告します。

1 変更後の開所時間

区分	変更後	現状	備考
平日	9 時～17 時	9 時～19 時	・開所時間外の緊急時は、各受託法人
土曜日	9 時～17 時	9 時～13 時	が電話受付により 24 時間対応

【変更の主な理由】

- (1) 土曜日の開所時間を拡大し、共働き世帯の増加等に伴う今後の相談・支援ニーズに応えられる環境を整える必要がある。
- (2) 一方、平日の相談は、そのほとんどが 17 時までに寄せられており、17 時以降の緊急時は電話受付により適宜対応可能である。

2 変更の周知等

- (1) 開所時間の変更は、本年 12 月以降、区の広報及びホームページのほか、各ケア 24 でのチラシ等の掲出や配布等により周知を図る。
- (2) 開所時間の変更に合わせて、多くの区民に身近な地域の相談支援拠点としてより一層認知されるよう、令和 8 年度以降、ケア 24 の周知用リーフレット等に記載する呼称を、従来の「地域包括支援センター（ケア 24）」から「高齢者総合相談窓口（ケア 24）」に変更する。なお、介護保険法上の呼称を用いる必要がある場合は、「地域包括支援センター（ケア 24）」と記載する。